

保護者様

下諏訪中学校長 中澤 隆一

学年費口座振替集金のお願い

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて令和5年度 各学年の学年費につきましては下記のように口座振替にて集金をいたしますのでご準備をお願いいたします。

1 学年費集金額 (予定)

1 学年	10,000 円× 1 ヶ月 (4 月分学年費として入学式当日集金済みです)		
	4,000 円× 9 ヶ月 (5~1 月 引き落とし金額 4,010 円)	年額	46,000 円
2 学年	4,000 円× 9 ヶ月 (5~1 月 引き落とし金額 4,010 円)	年額	36,000 円
3 学年	4,000 円× 8 ヶ月 (5~12 月 引き落とし金額 4,010 円)	年額	32,000 円
	(※ 相談 1 は 学年と同じです)		

学年費は上記金額で運営していきたいと考えておりますが、どうしても不足が生じた場合は、調整して追加集金することもありますのでご了承願います。また、残金が多くなりそうな場合は集金月数を調整することもあります。その際は各学年よりご通知いたします。

月	振替日	再振替日	月	振替日	再振替日
5 月	5 月 8 日 (月)	5 月 15 日	10 月	10 月 5 日 (木)	10 月 16 日
6 月	6 月 5 日 (月)	6 月 15 日	11 月	11 月 6 日 (月)	11 月 15 日
7 月	7 月 5 日 (水)	7 月 15 日	12 月	12 月 5 日 (火)	12 月 15 日
8 月	8 月 7 日 (月)	8 月 15 日	1 月	1 月 5 日 (木)	1 月 15 日
9 月	9 月 5 日 (火)	9 月 15 日			

3 その他

1 回目に残高不足で引き落としできなかった場合は、2 回目に間に合うよう前日までに口座に入金願います。2 回目にも引き落としできなかった場合は学年費の口座に振込んでいただきます。口座情報は通知でお知らせします。その際振込み手数料はご家庭の負担となります。

学年費の集金につきまして、期日に口座引き落としができませんようご協力をお願い申し上げます。

※8月の再振替の通知はありません。1 回目の引き落とし日以降にお口座の確認をよろしくお願いいたします。

連絡先：下諏訪中学校
電 話：27-3000
1 学年主任 金澤 哲也
2 学年主任 古清水千恵里
3 学年主任 原田 大輔

令和5年4月24日

保護者様

下諏訪町立下諏訪中学校長 中澤 隆一
PTA会長 千村 和哉

令和5年度 給食費について（通知）

陽春の候、皆様方におかれましてはご健勝にお過ごしのこととお慶び申し上げます。さて、令和4年度の給食費につきまして下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 集金方法

郵便局の口座振替により、令和4年5月から5年2月までの10ヶ月で徴収します。

（振替日は毎月5日。再振替日は15日。その日が休日に当たる場合は翌日）前日までに口座への入金をお願いします。

2 徴収金額

年間給食費 330円（1食）× 200日（給食日数）＝66,000円

毎月の集金額 6,600円＋振替手数料10円＝ 6,610円

年間給食日数は予定日数です。学年行事等で給食を停めた日数分の給食費の返金は2月の集金額から差し引き、調整して口座振替します。

今年度も、昨年10月以降と同様に、物価高騰に対する保護者負担軽減のため、町から補助をいただき、給食費の値上げは行なっておりません。なお、来年度以降については、同様な補助金がいただけるかわかりません。対応に変化が生じた際には、保護者の皆様に周知してまいります。

3 給食費の用途について

学校給食法第6条により、学校給食に必要な施設設備の整備費・修繕費・人件費・光熱水費・事務費はすべて町費で負担しております。給食費は全額「給食の食材費」「パン・米・麺の加工賃」に支出しています。

4 給食の停止と返金について

（1）個人の給食の停止

給食を食べられない日（土日を除く）が連続して5日以上になる場合は給食を停止することが出来ます。申し出による対応となりますので、停止したい日の3日前（土曜、日曜、祝日を除く）までに学級担任を通して栄養士に申し出てください。

給食再開する場合も原則として3日前（土曜、日曜、祝日を除く）までに連絡をお願いします。

（2）学校・学年・学級臨時休業による停止

臨時休業の場合は業者等への全ての食材の停止ができ、給食の停止が出来た場合となります。

(3) 返金について

返金については下諏訪町の申し合わせにより決まっています。

①個人への返金

2月20日までに申し出ていただいた分が返金可能となります。
個人的に停止の希望がある場合は2月20日までに申し出ていただきますようお願いいたします。

②学校・学年・学級臨時休業による返金

2月20日までの期間が返金可能となります。

(4) 長期欠席による給食費の返金と、口座振替による集金の扱いについて

長期欠席による給食停止については、その期間がはっきりわからなかったりすることから、原則として欠席していても給食費は毎月口座から引き落とさせていただき、欠食日数が確定した年度末に返金分を一括して口座に振り込んでお返しする方法を取っています。長期間の希望がおありの場合など支障がある場合は給食費の引き落としを一旦停止することや、年度の中途に返金を行うことも可能ですので、学級担任を通してご相談をお願いします。

給食停止を希望されるご家庭は、なるべく早く担任の先生へお申し出ください。

5 本年度口座振替予定期日

5 / 8 (月)	6 / 5 (月)	7 / 5 (水)	8 / 7 (月)	9 / 5 (火)
10 / 5 (木)	11 / 6 (月)	12 / 5 (火)	1 / 5 (木)	2 / 5 (月)

6 その他

(1) 振替日近くになりましたら、残高の確認と入金をお願いします。

(2) 振替不能の場合の納入方法

振替不能の場合は給食費の銀行口座への振込みで納入していただきます。

(3) 給食費の納入が滞る場合はPTA役員が集金に伺うこともあります。

下諏訪中学校 Tel (27) 3000 給食会計担当 小林彩香 栄養職員 小池和子
